



山形県公報

平成22年2月5日(金)
第2115号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……109
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森 林 課) ……110
- 同……………(同) ……113
- 同……………(同) ……114
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……116
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(子ども家庭課) ……117
- 同……………(病院事業局) ……118
- 同……………(同) ……119

## 告 示

### 山形県告示第95号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名   | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類 | 指定年月日     |
|----------------------|--------------------------|---------|-----------|
| 特定非営利活動法人さくらサポートセンター | デイサービスさくら<br>米沢市桜木町1番74号 | 通 所 介 護 | 平成22.1.26 |

### 山形県告示第96号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類  | 指定年月日     |
|----------------------|--------------------------|----------|-----------|
| 特定非営利活動法人さくらサポートセンター | デイサービスさくら<br>米沢市桜木町1番74号 | 介護予防通所介護 | 平成22.1.26 |

## 山形県告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市下青沢字堂見沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
干害の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市山元字滝ノ下（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
干害の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字滝ノ下（次の図に示す部分に限る。）  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市浜中字下村・字分散山・字西割・字七窪・字八間山・十里塚字村北分散・字村東山南・宮野浦字家岸・字袖岡（以上9字国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜中字下村・字分散山・字西割・字七窪・字八間山・十里塚字村北分散・字村東山南・宮野浦字家岸・字袖岡（以上9字について次の図に示す部分に限る。）  
(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大山字城山（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的

- 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大山字城山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字城山（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大山字城山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字城山（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上田沢字八久和・字河胡桃平・田麦俣字六十里山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上田沢字八久和・字河胡桃平・田麦俣字六十里山（以上3字について次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大鳥字豊崎（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字豊崎（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市倉沢字摩耶山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字摩耶山（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上名川字早田川（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字早田川（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣字六十里山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字六十里山（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市田麦俣（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

田麦俣（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市大字萩野字伽室・字吐出・字朴沢・字小似良川・字大似良川（以上5字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字伽室・字吐出・字朴沢・字小似良川・字大似良川（以上5字について次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字皿島（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字三ツ沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字三ツ沢（次の図に示す部分に限る。）
  - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字三ツ沢（次の図に示す部分に限る。）
  - (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字角川字片倉（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
  - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
最上郡戸沢村（次の図に示す部分に限る。）

- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字神田字市ノ沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字蔵岡字角間沢・字前山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字角間沢・字前山（以上2字について次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字津谷字藤実沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡舟形町長沢字黒森（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡舟形町長沢字黒森（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字黒森（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係町村役場に備えて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 天童停車場若松線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|---------------------------------|------|--------------------|--------|
| 天童市鎌田本町一丁目2388番から<br>同 1446番4まで | 旧    | 22.0メートル<br>} 15.0 | 39メートル |
| 同 上                             | 新    | 22.0メートル<br>} 16.0 | 同 上    |

#### 山形県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 天童停車場若松線
- 供用開始の区間 天童市鎌田本町一丁目2388番から  
同 1446番4まで
- 供用開始の期日 平成22年2月5日



## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県母子寡婦福祉資金システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年2月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成22年2月18日（木） 午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県母子寡婦福祉資金システム改修業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成22年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
- (5) 過去3年以内に、国又は地方公共団体における資金の貸付け及び償還を管理するシステムの開発の業務実績を有すること。
- (6) 財団法人日本情報処理開発協会が認定する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又は同法人が認定するプライバシーマークの付与を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県子ども政策室子ども家庭課母子福祉担当 電話番号023(630)2267
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県子ども政策室子ども家庭課母子福祉担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成22年2月15日（月）正午までに山形県子ども政策室子ども家庭課母子福祉担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医療情報システム運用管理支援業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成22年2月5日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 電算室
- (2) 日時 平成22年3月19日（金） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 医療情報システム運用管理支援業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け山形県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去2年以内に、600床以上の医療機関において本件入札により調達する役務と同様の業務を履行した実績があること（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として当該業務を履行した場合を含む。）を証明できること。
- (5) 共同企業体すべての構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。
- (6) 共同企業体のいずれかの構成員が(4)の要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課情報企画係  
電話023(685)2626 内線3167

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(4)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(6)及び(7)に係る事項を証明する

- 書類）を平成22年2月26日（金）正午までに山形県立中央病院経営戦略課情報企画係に提出すること。
- (2) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (5) 別途山形県病院事業局が整備している「山形県立病院総合医療情報システム整備運用業務」による、山形県立中央病院における総合医療情報システムの稼働状況によっては、2の(3)に掲げる契約期間を短縮し、又は2の(2)に掲げる仕様等を変更する場合がある。
  - (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Operative management support of Medical information system
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. March 19, 2010
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2626

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、オーダリングシステム等保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年2月5日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 電算室
- (2) 日時 平成22年3月19日（金） 午後2時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 オーダリングシステム等保守 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成21年1月27日付け山形県公報第2013号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去2年以内に、600床以上の医療機関において本件入札により調達する役務と同様の業務を履行した実績があること（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として当該業務を履行した場合を含む。）を証明できること。
- (5) 共同企業体すべての構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。
- (6) 共同企業体のいずれかの構成員が(4)の要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課情報企画係  
電話023(685)2626 内線3167

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(4)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(6)及び(7)に係る事項を証明する書類）を平成22年2月26日（金）正午までに山形県立中央病院経営戦略課情報企画係に提出すること。
  - (2) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (5) 別途山形県病院事業局が整備している「山形県立病院総合医療情報システム整備運用業務」による、山形県立中央病院における総合医療情報システムの稼働状況によっては、2の(3)に掲げる契約期間を短縮し、又は2の(2)に掲げる仕様等を変更する場合がある。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance of Ordering system
  - (2) Time-limit for tender: 2:30 P.M. March 19, 2010
  - (3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2626